

平成 24 年度環境保全経費の見積りの方針の調整の基本方針

平成 23 年 9 月
環境省総合環境政策局

人間の経済社会活動の拡大に伴い、環境負荷が増大し、地球温暖化の急速な進行、生物多様性の損失が地球規模で生じている。人口増加や経済成長が今後も続く予測される中、安全な水、食料の供給を含め、人間の生存基盤が脅かされるに至っている。地球の危機という課題に向き合い、持続可能な社会の構築を目指して、更に真剣な取組が必要である。

地球温暖化対策に関しては、平成 22 年 11 月から 12 月にかけて、メキシコ・カンクンで開催された国連気候変動枠組条約第 16 回締約国会議（COP16）において、各国代表間による交渉が行なわれた結果、最終的には、カンクン合意が採択され、先進国・途上国両方の削減目標・行動が同じ枠組の中に位置付けられるなど、我が国が目指す新たな国際的枠組の構築に向けた重要な一歩となった。

また、我が国は、すべての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、2020 年までに 1990 年比で 25%の温室効果ガスの削減を目指す旨、国連に登録している。平成 22 年 10 月には、我が国の地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにする、地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、国会に提出された。我が国として、世界に先駆けて低炭素社会を構築するとともに、日本の有する最先端の環境・エネルギー技術等を活用して世界全体での温室効果ガス排出量の大幅な削減に貢献するなど、地球規模での温暖化対策に貢献する必要がある。

自然共生社会の構築については、平成 22 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の決定事項を着実に実施し、愛知目標の達成に向けた取組を実施することが必要である。具体的には、平成 22 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2010」について、見直しを行うなど、生物多様性に関する国内施策の充実を図る必要がある。また、我が国は、2012 年に予定される COP11 までの期間、COP の議長国を務めることから、愛知目標の世界的な達成や名古屋議定書の実施に向け、関係する国際機関と協力し、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた地球規模の取組に引き続き貢献する必要がある。

循環型社会の形成については、平成 20 年 3 月に「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。同計画においては、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会を統合した政策展開や地域循環圏の構築などに国が取り組むこととされ、第 3 回点検結果について、平成 23 年 4 月に閣議報告され、これを踏まえた施策の展開が必要とされる。

平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生した。地震及び津波によって、特に東北地方が

ら関東地方の太平洋沿岸の広い範囲に戦後最大の痛ましい被害がもたらされ、また、福島第一原子力発電所の大きな事故により、地域の生活と経済に計り知れない影響が生じている。広範囲にわたる未曾有の被害の中、政府を挙げて復旧・復興の取組を全力で進めており、環境の側面からは、がれき等の災害廃棄物の処理を進めるとともに、環境汚染の問題に対し、モニタリング等の適切な措置を講じる必要がある。また、逼迫する電力需給に対応し、ライフスタイルや事業活動のあり方にも踏み込んで、省エネルギーや節電の取組を進めていくことが求められている。さらに、復興に向け、再生可能エネルギーや分散型電源の導入、東北地方の豊かな自然資源や地域資源の徹底利用等により、環境保全の観点からも望ましい地域作りの取組を進めていくことが重要である。あわせて、速やかな復旧・復興のための、災害に強い廃棄物処理体制の構築を検討する必要がある。

また、グリーン成長に向けた取組が世界的に広がっており、我が国でも、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）において戦略分野の一つとして「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」が位置付けられている。

以上のように、安全安心で持続可能な社会作りが喫緊の課題となっていることを踏まえ、平成24年度の環境保全経費の概算要求に際しては、以下の点に留意して環境保全施策の効果的な展開が図られるよう努めることとする。

1 環境保全施策の推進の考え方

- ・関係府省においては第3次環境基本計画（平成18年4月閣議決定）の第2部第2章「環境保全施策の体系」に示された国内における各分野に係る各種施策や国際的取組に沿って施策の整理を行うこととする。
- ・関係府省においては、民間での環境保全に係る取組等との連携の可能性も踏まえつつ、環境保全施策の効率的、効果的な推進が図られるよう、施策の組み合わせなどに配慮することとする。
- ・関係府省においては、環境保全上の効果及び緊急性を踏まえ、第3次環境基本計画に沿った各分野にかかる施策について十分な予算を確保する。また、震災からの復旧・復興に向けた環境保全に係る施策の実施のための予算を確保する。加えて、新成長戦略を踏まえ、環境・経済・社会が相互に高め合う社会システムの構築のため、グリーン・イノベーションの促進等のための経費について、より充実した確保に努めることとする。

2 環境保全施策として重点的な予算措置が必要な施策

(1) 環境基本計画の「重点分野政策プログラム」に係る施策

第3次環境基本計画における各施策の中でも、特に、第2部第1章において「重点分野政策プログラム」として示された事項（下記3参照）に係る施策は、国民のニーズや対応の緊急性、今後の環境政策の展開の方向に沿った環境施策全般の効果的実施の必要性等の観点から見て、推進を図る必要性が高い分野であり、重点的な展開が図られるよう努めることとする。

なお、第3次環境基本計画においては、中央環境審議会が同計画の目標・指標を活用し

つつ施策の進捗状況を点検することとなっており、平成 22 年 10 月に第 4 回点検結果が閣議に報告された。予算要求に当たっては、その中で提言されている事項の具体化にも配慮することとする。

(2) 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に係る施策

以下の計画等に沿って、また、生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)の成果を踏まえ、関係府省において、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に向けた施策の推進に努めることとする。

- ・京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定、同 20 年 3 月 28 日全部改定）
- ・低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）
- ・第 2 次循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定）
- ・生物多様性国家戦略 2010（平成 22 年 3 月 16 日閣議決定）

(3) 東日本大震災からの復旧・復興に向けた施策

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）に沿って、復旧・復興に向けた環境保全に係る施策の実施のために、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理方法の検討やモニタリング等必要な予算の確保に努めることとする。

3 環境基本計画「重点分野政策プログラム」の分野に沿った施策の展開

上記 2 の（1）及び（2）に係る施策を環境基本計画の「重点分野政策プログラム」の分野に沿って整理し例示すると以下のとおりである。

（事象別の分野）

① 地球温暖化問題に対する取組

- ・省エネ機器やエコ住宅等の省エネ・省 CO₂ 対策の推進、再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等）の導入加速化、森林吸収源対策、京都メカニズムの活用等による京都議定書の 6 %削減約束の確実な達成
- ・持続可能な地域・都市構造や交通システムづくり、中長期目標の達成方策の立案・実施等によるさらなる長期的、継続的な排出削減等
- ・避けられない地球温暖化による影響への適応策
- ・被災地の復興に向けた再生可能エネルギーの導入の取組
- ・逼迫する電力需給への対応のための節電に向けた取組

② 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

- ・資源消費の少ない、エネルギー効率の高い社会経済システムづくり
- ・「もったいない」の精神も活かした循環の取組の促進とパートナーシップによるその加速化
- ・ものづくりの段階での 3 R の内部化
- ・廃棄物等の適正な循環的利用と処分のためのシステムの高度化

- ・被災地におけるがれき等の災害廃棄物処理の推進のための取組
 - ③ 都市における良好な大気環境の確保に関する取組
 - ・健康で快適な都市の生活環境に資するための良好な大気環境の確保
 - ・環境負荷の小さい事業活動・生活様式への変革
 - ・環境的に持続可能な都市・交通システムの構築
 - ・大気汚染物質の排出削減等
 - ・被災地におけるアスベストによる健康被害を未然に防止するための飛散防止及びばく露防止対策、アスベストの大気濃度調査による対策の確認及びフィードバック
 - ④ 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組
 - ・水質、水量、水生生物、水辺地を含む水環境等の保全と持続可能な利用、身近な水とのふれあいを通じた豊かな地域づくり
 - ・利水・治水と整合した流域ごとの計画策定
 - ・流域全体での貯留浸透・涵養能力の保全・向上
 - ・取組の国際的な発信、世界の水問題解決への貢献
 - ・閉鎖性水域における環境改善のための流域全体を視野に入れた総合的、重点的な施策の推進
 - ⑤ 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組
 - ・広範な化学物質の有害性・ばく露に関する情報を収集し、小児など感受性の高い集団への影響も含めた科学的・中立的なリスク評価を推進
 - ・ライフサイクルにわたる環境リスクの低減や予防的な取組方法の観点に立った効果的、効率的かつ包括的なリスク管理
 - ・リスクコミュニケーション推進による環境リスクに関する国民の理解と信頼の向上
 - ・国際的協調下での責務の履行と経験を活かした積極的国際貢献
 - ⑥ 生物多様性の保全のための取組
 - ・重要地域の保全とこれらを核とした国土レベル・地域レベルでの生態系ネットワークの形成
 - ・広域的な視点での自然環境データの収集・整備・提供
 - ・野生動植物の保護管理、外来生物対策の充実
 - ・自然の再生・修復の推進
 - ・多様な主体が里地里山地域等を管理し、自然資源を持続的に利用する取組の促進
 - ・国際的枠組みへの参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全
 - ・COP10 の成果を踏まえた、国内外の取組のより一層の推進、関係省庁や地元との連携強化、多様な主体への参画の呼びかけ
 - ・被災地の自然環境を活かした地域復興に向けた取組
- (事象横断的な分野)
- ⑦ 市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり
 - ・商品・サービスの環境に関する情報の提供、企業の環境への取組についての情報開示の促進

- ・ 経済的手法の検討
 - ・ 環境マネジメントシステム等環境保全に取り組む能力の向上
 - ・ 環境金融の拡大
 - ・ グリーン購入をはじめとする政府調達の実施の推進
 - ・ 国際市場を視野に入れた取組
- ⑧ 環境保全の人づくり・地域づくりの推進
- ・ 地域コミュニティの活動と一体となった環境教育・学習推進等による環境保全のために行動する人づくり
 - ・ コミュニティ・ビジネス等持続的な取組促進等による環境保全の組織、ネットワークづくり
 - ・ 環境保全型地域づくりのための計画策定の支援
 - ・ 「環境未来都市」、「環境モデル都市」に対する支援や優れた事例の全国展開等による環境保全の地域づくり
 - ・ 被災地におけるエコタウン等環境保全の観点からも望ましい地域づくりに向けた取組
- ⑨ 長期的な視野を持った科学技術、環境情報、政策手法等の基盤の整備
- ・ 技術パッケージや社会経済システムの全体最適化による技術力の向上や技術の社会実装、グリーン・イノベーションやグリーン成長の実現、震災復旧、復興対策等に向けた環境分野の研究・開発を重点的に推進
 - ・ 環境情報戦略に基づく環境情報の整備と提供の基盤整備
 - ・ 戦略的環境アセスメント等行政施策における環境配慮のための手法の確立・推進
- ⑩ 国際的枠組みやルール形成等の国際的取組の推進
- ・ 地球規模、地域的及び二国間の各レベルでの環境に関する枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献
 - ・ 東アジア地域を中心とする環境・エネルギー協力等により、地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の有効な仕組みを普及
 - ・ 開発途上地域の環境保全のための支援、国際環境研究の推進
 - ・ 多様な主体との連携の確保と情報、人材等の基盤整備
 - ・ アジアにおける我が国の廃棄物処理システムの構築や静脈産業メジャーの海外展開

4 その他の環境保全に係る施策等

上記のほか、政府においては、以下の計画等により今後の環境保全に関する考え方や施策が示されており、関係府省においては、これらを踏まえつつ、必要な予算の確保に努めることとする。

- ・ 我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画（平成18年3月30日決定、平成23年6月3日改訂、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議決定）
- ・ バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月17日閣議決定）

- ・規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定、平成21年3月31日再改定）
- ・第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）
- ・平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン（平成22年7月8日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）
- ・当面の科学技術政策の運営について（平成23年5月2日 科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）